

## 会 議 の 経 過

委 員 長（円子徳通君）

おはようございます。

開会に先立ちまして、2011年3月11日発生しました東日本大震災から、きょうで4年たちました。開会に先立ちまして、震災で亡くなられました方々のご冥福をお祈りし黙禱を行いたいと思います。

皆さん、ご起立お願いいたします。

黙禱始め。

黙禱を終わります。

改めまして、皆さん、おはようございます。

ご着席願います。

ただいまの出席委員数は12名であります。

定足数に達しておりますので、本日の予算特別委員会を開きます。

開議（午前 9時58分）

委 員 長（円子徳通君）

六戸町議会委員会条例第18条の規定により出席要求をした者及び委任による出席者の氏名については、お手元に配付してあります出席者名簿のとおりであります。

審査に入る前に、委員及び理事者側の皆様をお願いいたします。

質疑は、予算書のページ数、款、項、目、節、項目等を明示し、簡潔をお願いいたします。また、答弁も簡潔をお願いいたします。

なお、発言される方はマイクのスイッチを入れてから発言されるようご注意ください。

これより各特別会計予算の審査に入ります。

最初に、議案第19号 平成27年度六戸町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長（今出川 弘君）

おはようございます。

議案第19号 平成27年度六戸町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明いたします。

議案の111ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を15億5,887万5,000円と定めるものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分の金額は、第1条によるものであります。

第2条は、一時借入金の最高額を1億5,000万円と定めるものであります。

第3条は、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるものであります。

それでは、まず歳出についてご説明いたします。

事項別明細書の3ページをお開きください。

1款国民健康保険税として3億3,410万2,000円を計上。前年度比1,900万円、5.3%の減であります。

続きまして4ページです。

2款分担金及び負担金、1項負担金、1目特定検診等負担金として207万円を計上。前年度比50万円、31.8%の増であります。

4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養費等負担金として2億4,953万9,000円を計上。前年度比45万6,000円、0.2%の減であります。これは、一般被保険者の療養の給付費等に要する費用を支出する項目でございます。

同じく2目高額療養費共同事業負担金として685万8,000円を計上。前年度比63万3,000円、8.4%の減であります。この事業は、高額な医療費の発生による市町村間の国保財政に与える影響を緩和するため、レセプト1件当たり80万円以上の医療費に対して市町村が一定割合の試算で拠出金を出し合い、国及び県の支援を受けまして高額な医療費が発生した町村に交付する交付金の事業でございます。

続きまして5ページになります。

2項国庫補助金、1目財政調整交付金として5,011万1,000円を計上。前年度比448万8,000円、8.2%の減であります。これは、市町村間の国保財政の均衡を調整するために配分される国の交付金でございます。

5款療養給付費交付金として6,055万9,000円を計上。前年度比569万3,000円、8.6%の減

であります。この交付金は、被用者保険が社会保険診療報酬支払い基金に納付する拠出金から支払基金が市町村に交付する交付金でございます。

続きまして、6款前期高齢者交付金として2億3,645万2,000円を計上。前年度比784万5,000円、3.2%の減であり、これは、65歳から74歳の前期高齢者について国保と被用者保険の間で加入者割合が偏在しておりまして、医療費負担の不均衡を生じているために調整する交付金でございます。

続きまして6ページになります。

7款県支出金、1項県負担金、1目高額療養費共同事業負担金として685万8,000円を計上。前年度比63万3,000円、8.5%の減であります。これは、4款の国庫支出金、2項の高額療養費共同事業負担金と同じく、1件当たり80万円以上のレセプトに対する県の交付金でございます。

2目特定健康診査等負担金として前年度と同額163万2,000円を計上いたしております。

同じく2項県補助金、2目財政調整交付金として7,056万円を計上。前年度比46万8,000円、0.7%の減でございます。

8款共同事業交付金、1項共同事業交付金として項の計で3億8,221万9,000円を計上。前年度比2億4,091万6,000円、270.5%の増であります。

1目の高額医療共同事業交付金は2,743万6,000円を計上。レセプト1件当たり80万円を超える医療費に対する助成となります。

2目の保険財政共同安定化事業交付金は3億5,928万4,000円を計上。平成26年度まではレセプト1件当たり30万円を超える医療費が対象でありましたが、平成27年度からは1円以上80万円までの医療費が対象となりまして2億3,965万9,000円の増額となっております。

なお、この歳入に対応する歳出は、16ページをちょっと開いていただきます。7款1項2目の保険財政共同安定化事業拠出金として3億5,928万4,000円の同額を計上しております。

7ページにお戻りください。

10款繰入金では、他会計繰入金として1億5,557万7,000円を計上。前年度比910万3,000円、6.2%の増であり、その内訳は保険基盤安定繰入金として5,903万2,000円を計上。出産育児一時金等繰入金として476万円を計上。財政安定化支援事業繰入金として396万6,000円を計上。人件費等繰入金として1,981万9,000円を計上。財源補填繰入金として6,800万円をそれぞれ計上しております。

次に、歳出についてご説明いたします。

11ページをお開きください。

歳出の主なものは、1款総務費として1項総務管理費から、12ページの3項運営協議会費までの款の計で2,469万7,000円を計上いたしております。これは、国民健康保険を運営するための人件費等の事務費でございます。

2款保険給付費として1項療養給付費から、15ページの5項移送費まで、款の計で8億4,190万円を計上。前年度比661万7,000円、0.8%の減であります。これは、病気やけがなどによりまして医療機関に治療を受けた場合の保険者負担分や出産育児一時金や葬祭費を支払うものであります。

3款後期高齢者支援金として款の計で1億9,152万3,000円を計上。前年度比172万2,000円、0.9%の増であります。75歳以上の後期高齢者に対する現役世代の支援金でありまして、国民健康保険の被保険者数に応じて金額が決定になります。

4款前期高齢者納付金として27万4,000円を計上しております。

次は、16ページになります。

6款介護納付金として9,518万9,000円を計上。前年度比312万4,000円、3.2%の減であります。40歳以上65歳未満の第2号被保険者の介護保険料に相当するものでありまして、2号被保険者の数に応じて社会保険診療報酬基金へ納付するものであります。

7款共同事業拠出金として3億8,672万3,000円を計上。前年度比2億1,850万4,000円、229.9%の増であります。これは、先ほどの歳入で説明したところと関連しておりますので、レセプト1件1円以上の医療費が対象になる事業でございます。

続きまして、17ページになります。

8款保険事業費として1項特定健康診査等事業費から、18ページの2項保険事業費まで款の計で1,585万1,000円を計上。前年度比97万4,000円、6.5%の増であります。特定健康診査や保健指導、人間ドック等に要する費用の委託料等でございます。

以上で、議案第19号 平成27年度六戸町国民健康保険事業特別会計予算の説明といたします。

委員長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

なお、議事進行上、事項別明細書において歳入、歳出、給与明細書に区分して質疑を受けたいと思います。

最初に、歳入の質疑を受けます。

3ページから9ページまでです。

質疑ありませんか。

川村委員。

#### 6 番（川村重光君）

7ページであります。財源補填繰入金6,800万円とあります。この会計、こう見ますと、これ繰入金ですので健全会計ではないと思います。この先のこの見通しというのをちょっと、健全にするための見通しをちょっと説明できますれば。

#### 委 員 長（円子徳通君）

町長。

#### 町 長（吉田 豊君）

健全になる見通しというのは、国保会計では私の捉え方としてはないというふうに思っております。基本的に全体的な、うちの当町に限らず、青森県含め日本全国、国民健康保険税にかかわるものにおいて、各自治体とも極めて今社会保障の関係の中において困窮しているというのが現実であろうというふうに思っております。どちらかの身を削りながら対応しながら行くというのが大方のところではないのかなと、それで、国及び国の指導、そして県としては一括しながらやったらいかがかと、後期高齢者医療のような感じの運用をしていったらどうかという話がありますが、それぞれの所得の違い、それから実際の保険金の格差等がありますので、なかなかその調整というのは、よほど財政力があって穴埋めでもしない限りには、そのバランスはとるのは容易でないというのが今の現状でございますので、おいおいもしかすると県一本化という時代があるやもしれません。がしかし、今のところは国のほうでは限度額をもっと引き上げるという話もあります。要するに、高くしてみんなから取ればいいんだというような流れがありますが、果たしてそれは皆さんに負担にかけていくことでもあり、どうなるのかという私個人としてはそういう捉え方もありますが、国としてはこの財政的な厳しさを乗り越えるためには、単純に、私に言わせると単純に、ただ限度額を上げて対応すればいいんだというような考え方で動きになっておりますので、将来は見事に改善されるかということになりますと、今のところでは、このようにそれぞれの部分で負担

をしたり繰り返し入れをしながら住民のため、町民のためにやっていくという選択しかないのではないのかというふうに私自身は捉えております。このまま行くわけにいかないわけですから、将来の何十年後かとか、そういう時代はどのようなふうになるかはちょっと想定できませんが、想像できませんけれども、現段階では今このようにそれぞれの皆さんの負担等も考えながらやっていくのが、私ども課せられた者としての判断をせざるを得ない立場なんだろうなというふうに捉えているところでございます。

委員長（円子徳通君）

川村委員。

6 番（川村重光君）

理解したような、30年には一本化という方向性があるみたいでございしますが、近々の課題として、やはり今この何年か、近々です、その国保の値上げという考えはズバリありますでしょうか。

委員長（円子徳通君）

町長。

町長（吉田 豊君）

基本的にその限度額ですとか、そういうのがありますと、国のほうからの指導として、これだけ上げてもいいことになっているんだから、ちゃんとそういうふうに対応しなさいというような指導、適宜なされますので、それが縮むのではなくて拡大されますので、国保税の負担という部分は今のこの社会の流れとしてはふえるということが想像されます。私どもとしては、その負担をいかに緩和しながらやっていくかということに努力をしていこうというふうに思っている次第でございします。

委員長（円子徳通君）

よろしいですか。

3回目の質問を許します。

6 番（川村重光君）

国保の財源補填ということであります。一般会計から繰り入れしている。やはりこれ法定外繰り入れということで、国保もかかっている人もある、社保の人もあるわけですよ。その整合性というのはちょっと、ふぐあいのところもある、町民といたしまして。そこら辺のところをちょっとどう考えておられるかと。

委員長（円子徳通君）

町長。

町長（吉田 豊君）

実際は、社保の関係ということになりますと、私どもタッチしていないのでわからないんですが、社会保障にかかわる部分の共通化するという捉え方をしながらやっていくというお話は聞いているところでございます。実際に今後において、それらの調整という部分が出てこようかというふうに思いますが、どちらにいたしましても、社保の人たちは逆に今までと違うからというマイナーに捉える方もいらっしゃるでしょうし、国保としては、じゃその統一化によって一気に解消されるかという、そういうこともない。

国保はご存じのとおり、私ども自治体、今現段階ではそれぞれの自治体に課せられているものでございますので、国が、先ほども申し上げたように枠組みを広げれば、その分足りなかったらああこうだ言うんではなくて、みずからの地域が必要であるならば、国保税を、認めているんだから上げたらいんじゃないかというふうになってくるのが流れではないのかなと。今、大きくその関連でどうだろうかというのは、いろいろのご質問のとおりあろうかとは思いますが、今、私どもといたしましては、その差というのは国保税の枠組みの中で対応していくしかないなというふうに捉えているところでございます。まずもってこの現状を多くの町民の皆様にご理解、国保関係においては、関係者においてはご理解をいただくことを進めながらやっていかざるを得ないなというふうに捉えているところでございます。

委員長（円子徳通君）

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(円子徳通君)

質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を受けます。

11ページから20ページまでであります。

質疑ありませんか。

4番、高坂委員。

4番(高坂 茂君)

11ページの13の委託料ですか、国保業務システム保守業務と、その下の業務システム法改正、これ新しく出てきた項目だと思いますけれども、この中身。

それとさっきの川村さんの発言と関連しますけれども、国保業務が各市町村自治体から県に移管というふうに理解していますけれども、それでさっき30年と言ったんですけれども、28年、私は記憶している。そこをちょっと確認したいんです。

この2点です。

委員長(円子徳通君)

町長。

町長(吉田 豊君)

何年度というふうに限定ではなくて、28年度以降が適当であるという審議委員の方々にもそのように経過をお話しし、確かにそうだろうなということの答申をいただいております。何年度に確定的に、一応その辺の年度を目標にというお話はありますが、そのときには必ずなるというふうには伺っては現段階ではございません。

委員長(円子徳通君)

システムのほう。

町民課長。



町民課長（今出川 弘君）

システム対応業務でございます。これは県とか国と補助金等のやりとりするためのシステムを入れかえるというやつでございます。27年度新規になります。

委員長（円子徳通君）

4番、高坂委員。

4番（高坂 茂君）

システムのほうわかりました。

私たちが前、2年間ほど国保の審議委員のほうでやっております、毎年毎年国保の医療というんですか、ふえているということは現実ありまして、そして、町民にそれは負担が行くわけなんで、できれば据え置くとか、減じれば一番いいんでしょうけれども、そうはいかないというところで、繰入金、さっきもお話ありましたように1億5,000万円ですか、そういうふうに繰り入れして、年々増加しているわけで、また来年なればまた膨らむと、これはもう想定されます。

ということで、最終的には28年度以降に県のほうでならずということになると私は思っております。ただし、その徴収業務は各自治体というふうになるかと思えます。ということで、できれば28年度になれば、あとことし、これが予算通れば来年ということになりますので、できれば据え置いておいて、県のほうの指示に従うというか、というのがベターな方法じゃないかなと私考えておりますので、そこら辺ちょっと考えておいていただければと思います。

以上で、私の要望として終わりたいと思います。

委員長（円子徳通君）

ほかに質疑ございませんか。

5番、下田委員。

5番（下田敏美君）

17ページ、8、1、1、13委託料、人間ドックですけれども、町長から聞くと受診している人が少ない。幾ら説得しても無理な人もあるということも聞いていますけれども、私聞

くところによると、湯遊クラブ、あれは非常に楽しいという人がいます。ですから、高齢者の方々に人間ドックと併用しながら、楽しみのある、何と申しますか、パークゴルフでもいいし、そういうことをやらせながら、健康づくりを進めていってほしいなど、そう思います。やっぱり何もしないことが、ただストレス解消のために中には病院に行っているという話を聞くこともあるんですが、やっぱり年寄りには毎日楽しみのある、そういうことをさせたらどうかと、そう思います。ですから、一つの課だけではなくいろんな課とタイアップしながら、年寄りの方々には楽しみを持たせて健康づくりをさせていったほうが、国保会計においても私は病院費用も減ると思いますので、その辺の考え方はどうですか。

委 員 長（円子徳通君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

まさにご質問にありましたとおり、湯遊クラブは非常に好評でございます。今ご質問にありましたことを町民の皆様いろんなところに参加をしながら、楽しみながら、そして自分の健康を考えていくというものの一環としてこの湯遊クラブもございます。また、社会スポーツ等におきましても、いろんな競技に元気で参加しているということも同様の精神と申しますか、気持ちを養成するものになるのかなというように思っておりますので、それらの継続、また新たなるアイデアがあれば、今ご質問ありましたように努力をしてまいりたいというふうに思っています。ただ、実際の話聞いていますと、非常に健康な方と申しますか、心身健康な方は参加してくださるんですが、本来来てほしい方が参加しないというのがありますので、どのようにすれば大勢の皆様が来てくれるのかということは我々の課題かなというふうに思っておりますので、努力してまいりたいというふうに思います。

委 員 長（円子徳通君）

5番、下田委員。

5 番（下田敏美君）

まず、高齢者が朝起きてきょうも楽しいことがあるなと思えば、多分健康でいられると思いますので、いろんなことを模索しながら、高齢者の方々に希望を持たせる事業と、要望して

私の質問を終わります。

委員長（円子徳通君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（円子徳通君）

質疑なしと認めます。

次に、給与費明細書についての質疑を受けます。

21ページから30ページまでです。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（円子徳通君）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第19号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号 平成27年度六戸町国民健康保険事業特別会計予算は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第20号 平成27年度六戸町国民健康保険病院事業特別会計予算を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

病院事務局長。

病院事務長（保土沢定一君）

それでは、ご説明申し上げます。

議案第20号 平成27年度六戸町国民健康保険病院事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

議案の117ページをお開きください。

第1条では総則を定め、第2条では業務予定数量を定めております。

第3条では、収益的収入及び支出の予定額を10.7%減の5億8,267万5,000円とするものであります。

第4条では、資本的収入及び支出の予定額を1.5%減の1,308万6,000円。

第5条では、一時借入金の限度額を2億円。

第6条では職員給与費、公債費からの流用については、議会の議決を得なければならないことを定め、第7条では他会計から補助を受ける金額を定めたものであります。

第8条においては棚卸資産購入限度額を2億5,000万円と、それぞれ定めるものであります。

詳細については、事項別明細書に基づきご説明申し上げます。

事項別明細書、16ページをお開きください。

収益的収入及び支出からご説明申し上げます。

最初に収入であります。

第1款病院事業収益、1項医業収益に入院及び外来収益、その他医業収益を合わせ、前年度比9.8%減の5億856万2,000円を計上いたしました。

次に、17ページでございます。

2項医業外収益に負担金、交付金、前期前受金戻入、電源立地地域対策交付金等を合わせ、前年度比0.1%減の7,114万4,000円を計上いたしました。

同じく3項特別利益の過年度損益修正益等では296万9,000円を計上いたしました。

次に、支出について申し上げます。

18ページをお開きください。

1款病院事業費用、1項医業費用に職員の給料及び医薬品等の材料費、委託料等の経費等を合わせまして、前年度比0.6%増の5億7,589万1,000円を計上。

21ページでございます。

同じく2項医業外費用に企業債利息、一時借入金等で前年度比3.9%減の280万4,000円を計上。

同じく3項特別損失及び過年度損益修正益等として297万円を計上いたしました。

同じく4項予備費には101万円を計上。

22ページであります。

資本的収入及び支出でございます。

収入の1款資本的収入、1項支出金に1.5%減の1,308万6,000円を計上。

23ページでございます。

1款資本的支出、1項建設改良費に備品等購入を前年度比5.2%減の586万2,000円を計上いたしました。

以上で、議案第20号の説明を終わります。

委員長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

なお、収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出、給与費明細書を一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

母良田委員。

9番（母良田 昭君）

予算面ではないんですが、先生がやめられて今2人ですか、この間の議会報告会でも町民

の声として、夕暮れ診療なり、それから夜間の緊急の診療を何とか早目に復活していただきたいという声がありましたので、要望として早目に、相手があることでなかなか難しいかもしれませんが、早目にお医者さんを3人なり4人という形をつくっていただきたいなと思っております。

委員長（円子徳通君）

町長。

町長（吉田 豊君）

ご要望としてのご趣旨、全くそのように対応したいということで努力をしております。先生がお一人おやめになられたというだけの話といえばそうなるんですが、実はその一人という部分におきましても、病院というものをどうなるかというような状況であることは現実でございます。医師確保が単純に難しいというんではありますけれども、医者がいるいないばかりじゃなくて、なかなかどのような形で来ていただけるかというのは難しさがございます。先般も開会日の日、すぐ用事ありまして、その関係者のところを、お医者さんのところへ行き、または自治体病院にかかわることで、あの日の開会日も青森行っている方々とお話をしてまいりましたが、非常に厳しい状況でございます。

ご質問の要望に沿えるように基本としては考えておりますが、病院のあり方という部分を逆に考えるときでもあるのかなというふうにも捉えております。いろんな関係者の皆さんからご意見を聞きながら、私どもがまず基本的にどういうふうに捉えていけばいいのか、もう一名の医師を何とか探すという努力はもちろんでありますけれども、それに伴って、じゃそれが無理な場合にはどうあればいいのか。そして、基本的には六戸町から医療機関という部分はなくさないというのが基本でございますので、お医者さんいなければ病院じゃありませんから、そうなればどうにもなくなるんでありますけれども、まずは今、夕暮れ診療のお話もございましたが、若干、今年度はこのような一人の医師のやめたという現実はありますが、病院のあり方という部分は紆余曲折を想定しながら行かざるを得ないなど、私ども、今、それに対してのことを今鋭意調べ、または対応という部分を努力しております。

お約束ということは、断言はできないのでありますけれども、一番完璧で望んでいるのはご質問があったとおりでございます。ただ、これからいろんな変遷があるかもしれないということも、せつかくご質問ありましたので、委員の皆様にお伝えしておきたい、一人の医師

がやめたというだけの問題ではない要素があるということ。今は基本的に予算としてこのように皆様にお示ししておりますけれども、これは本来今までのあった流れの中であってのものでございまして、その現状に即しながらの変化、またはご相談というときが、もしかすると医師が難しかったりしますと、皆様にもご説明しながら行く年になるのではないのかなと、そうならなければいいとは思っておりますが、そういうこともあり得るということ、せっかくの機会でございますので、皆様にちょっと非常に不安定な状況で今いるということをお伝え申し上げておきたいというふうに思います。

委員長（円子徳通君）

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

4番、高坂委員。

4番（高坂 茂君）

母良田委員と一緒になんですけれども、私もこのことを質問したくて今手を挙げたんです。18ページですか、医師数が4人ということになっております。これで算定しているわけなんです、昨年も4人で多分やっていると思います。今、3人で夕暮れ診療までやってきたという経緯があると思います。それで、現在2月末時点で2人ということで、町長からのお話があったとおり、今探している最中ということで、多分これだと診療報酬とか、そういうのはどんどん減っていくと思いますので、やはりこれは憂慮すべき事態だと思います。

このように看護師も昨年より1名ふえているんですから、スタッフとしては十分足りていると思いますので、やはり医療機関として住民に沿うような、期待に沿うような医療と機関であると私は思いますので、これはぜひとも頑張って早目に医師を探していただくと。前も言ったんですけれども、やはり内科医ばかりじゃあれですので、外科医は無理としても泌尿器科あたりをぜひとも探して、これはもう町長にお願いするしかないと思いますので、ひとつそこら辺もう一回回答お願いしたいと思います。

委員長（円子徳通君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

まず、医師4名という予算という見方をしているということについて申し上げますが、当町の町立病院の場合、一応自治体病院として4名にすることにしなさいというのが基本になっておりますので、予算上は4名というふうに出しているだけでございます。だけというのは、そうじゃないほうがいいんでありますけれども、そういうふうにしております。

今、科が違って先生をとというのは、先ほど申し上げたとおりで、来てくださる方がいらっしやればそれにこしたことはないんであります。27年度からですか、自治体病院にかかわるいろんな条件的な意味が変わってまいります。それらのことも踏まえますと、まずもってお医者さんのことは、今、大きな課題としてこういうふうにも抱えているわけでございますけれども、自治体病院というものの制度上のものが変わってまいりますので、結論的に申し上げますと、今までのように自治体病院にお金は出してあげませんよということになります。ですから、負担がふえるという、それも大変な状況になっていくというようなこともございます。

ですから、今、我々としてはこのような状況を踏まえて、次年度から変わってくる自治体病院の制度の変化等とも照らし合わせながら、六戸町は医療機関をどのようにやっていけばいいのかということ、逆にこのピンチを考えるとというふうにも捉えながら、今調整しながら、相談し合いながらやっている次第でございますので、いろんな科の先生でもいいからおいでいただければ、まずもってはそれが先なんではありますけれども、病院を包む全体的なもの、しかし、トップはやっぱり先生を探すと、来ていただけるようにならないかというのを、先ほども母良田議員さんに申し上げたように、それを第一にしながら努力しておりますが、それを包むもろもろのものが一気に出てきているという状況がありますので、これを機会にそのままの病院ということではなく、本当にこういう環境の中ではどのように行けばいいのか今後考えたいというふうに思っております。まずは、医師を探す努力は怠らずに努力したいというふうに思います。

委 員 長（円子徳通君）

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）



委員長（円子徳通君）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第20号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号 平成27年度六戸町国民健康保険病院事業特別会計予算は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第21号 平成27年度六戸町下水道事業特別会計予算を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長（松村 茂君）

議案第21号 平成27年度六戸町下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

議案書の121ページをお開きください。

第1条では、歳入歳出予算の総額を2億9,797万1,000円と定めるものでございます。前年度と比較しますと0.8%の減となりました。

また、歳入歳出予算の款項の区分ごとの金額については、123ページ、第1表の歳入歳出予算のとおりでございます。

第2条の地方債については、125ページ、第2表の地方債のとおり定めるものでございます。

第3条は、一時借入金の最高額を1,000万円と定めるものでございます。

次の122ページ、第4条の歳出予算の流用については、次の(1)のとおり定めるものでございます。

それでは、款項の内容につきまして事項別明細書により説明いたします。

下水道会計事項別、3ページをお開きください。

1款分担金及び負担金、1項負担金については、受益者負担金として前年度比4.5%増の130万1,000円を計上いたしました。

2款使用料及び手数料、1項使用料については、公共下水道使用料として前年度比3.6%の2,876万円を計上いたしております。

4ページをお開きください。

4款繰入金、1項他会計繰入金については、一般会計より前年度比3.4%増の2億4,978万9,000円を計上。2項基金繰入金については、下水道事業整備基金より前年度比57.3%減の613万8,000円を計上いたしております。

5ページをお開きください。

7款町債、1項町債については、前年度比22.7%減の1,190万円を計上いたしました。

次に、歳出の主な内容についてご説明いたします。

7ページをお開きください。

1款事業費、1項総務管理費については、人件費、物件費等維持管理経費として項の計で5,663万7,000円を計上いたしました。その主な内容につきましては、需用費、修繕料にマンホールポンプ、分電盤等の修繕経費ほかで434万3,000円を計上しております。また、工事請負費については、マンホールポンプ修繕及びマンホールの高さ調整工事等で324万円を計上しております。

8ページになります。

負担金補助及び交付金に馬淵川流域下水道維持管理負担金ほかで3,128万3,000円を計上。公課費に消費税納付金として613万8,000円を計上しております。

2項建設事業費については、工事請負費に公共ます設置工事ほかで240万円を計上。負担

金補助及び交付金に馬淵川流域下水道事業負担金として1,193万4,000円を計上しております。

2款公債費については、長期資金の元利償還金として2億2,700万円を計上しております。  
以上で、議案第21号の説明を終わります。

委員長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

歳入及び歳出、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書を一括して質疑を受けます。

質疑ございませんか。

河野委員。

7 番（河野 豊君）

4ページのところの繰入金のところなんですけれども、下水道事業もかなりの繰り入れが一般会計から入っております。それで、もう一つこの中でちょっと明確にしていきたいなと思うのが、要は加入率です。加入率がどのくらいあって、前年度に比してどのくらい26年度でふえたのか。そういう努力をしているのかしていないのか。そのところをちょっとお答え願いたいと思います。

委員長（円子徳通君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（松村 茂君）

加入率については、大体77%前後でございます。新規に加入というのは期待しているんですが、今年度も何件か増を見て歳入のほうの分担金等は増で予算は計上しております。

以上です。

委員長（円子徳通君）

河野委員。

7 番（河野 豊君）

もうこの下水道については、新規はやらないということで決定しているわけです。合併浄化槽で対応するという事ですから、あとやっぱり残っている部分についてはかなり努力をしていただいて、あとPRも含めて、そういうことでやっぱり今77%の加入率ということですが、すけれども、やっぱりこれを上げていくしか、この繰入金を減額できる要素すら見えてこないと思うんです。なので、ここはやっぱりきちんと努力をしていただいて、できればこの加入率というところの、どこかに表かなんかつくっていただいて、今まではこうだったけれども、今年度に対してはこうだよというふうな、一々この説明を求めなくてもお互いわかるようなやり方ができないものかと、提案ですけれども、その辺はいかがですか。

委員長（円子徳通君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（松村 茂君）

今については、決算議会の冊子のほうに毎年載せてあります。整備率とか加入率は載せてありますので、そちらのほうを参考にしてもらえればと思います。

以上です。

委員長（円子徳通君）

河野委員。

7 番（河野 豊君）

わかりました。ちょっと私も勉強不足のところありました。

いずれにしても、この加入率を上げていただくというのは、やっぱり下水道事業においては非常に大事な部分だと思うんです。ここについては、やっぱりお互い努力していただいて、加入率の向上に努力をしていただきたいと思います。

以上で終わります。

委員長（円子徳通君）

答弁を求めなくていいですか。

(「いいです」の声あり)

委員長(円子徳通君)

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(円子徳通君)

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(円子徳通君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第21号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号 平成27年度六戸町下水道事業特別会計予算は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第22号 平成27年度六戸町農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長（松村 茂君）

議案第22号 平成27年度六戸町農業集落排水事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

議案書の126ページをお開きください。

第1条では、歳入歳出予算の総額を1億3,585万8,000円と定めるものでございます。前年度と比較しますと4.5%の増となりました。

また、歳入歳出予算の款項の区分ごとの金額については、127ページ、第1表、歳入歳出予算のとおりでございます。

次に、款項の内容につきまして事項別明細書により説明いたします。

最初に、歳入から説明いたします。

事項別明細書の3ページをお開きください。

2款使用料及び手数料、1項使用料は、排水使用料ほかで1,266万円、前年度と同額の計上しております。

次に、4ページをお開きください。

3款繰入金、1項他会計繰入金については、一般会計より前年度比3.9%増の1億2,191万6,000円を計上いたしております。

次に、5ページをお開きください。

6款国庫支出金、1項国庫補助金では、新規に農山漁村地域整備交付金として122万円を計上いたしております。

次に、歳出の主な内容について説明いたします。

7ページをお開きください。

1款事業費、1項総務管理費については、金矢、七百、岡沼地区のそれぞれの処理場管理経費として項の計で2,965万8,000円を計上いたしております。その主な内容といたしましては、物件費のほか、委託料に新規事業として農山漁村地域整備事業により金矢、七百、岡沼地区の集落排水処理場の機能強化のための農業集落排水施設調査診断業務ほか、各処理場及びマンホールポンプ維持管理業務経費等で919万5,000円を計上しております。また、工事請負費にマンホールポンプ修繕、マンホールの高さ調整工事及び岡沼地区路面補修工事等

で484万円を計上いたしております。

8 ページをお開きください。

2 項建設事業費については、工事請負費に公共ます設置工事ほかで120万円を計上いたしております。

2 款公債費については、元利償還金分として1億500万円を計上いたしております。

以上で、議案第22号の説明を終わります。

委 員 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

歳入及び歳出、地方債に関する調書を一括して質疑を受けます。

質疑ございませんか。

川村委員。

6 番（川村重光君）

7 ページの工事請負の件のマンホールのふたの高さ、道路を車走ると、何か調整で結構響くと言えいいんだか、このマンホールの、そういうのを聞かれますけれども、その工事の経費だと思うんですけれども、こういう対応とか、そういう対策は苦情があって出ているのか。苦情がなければこちらもわからないと思うんですけれども、そこら辺のところは。さっき私も下水道のほうでも国道なんかでもそういう苦情が結構私も聞かれますけれども、そこら辺のところはちょっと、下水道とこっちとはまた違うわけですか、集落排水と。

委 員 長（円子徳通君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（松村 茂君）

この高さ調整については、苦情等もありますけれども、我々もパトロールしながらそれらの箇所を見つけて、今度除雪にも影響をしますので、その前に調整の工事をしております。これは公共下水道も同じです。昨年度も除雪が終わって5月ごろに各業者を呼んで、そういう箇所がないかということ进行调查しまして、冬に備えて夏場でそういう工事を設けております。今年度も工事のほうは別個にまた予算を計上しております。

以上です。

委員長（円子徳通君）

川村委員。

6 番（川村重光君）

そういう大型トラックが走ってくると何かうちが響くとかそういう、私も耳にしますので、そういうのはきちっと対応していただければ町民の方も安心すると思いますので、今のお話聞いて安心しました。わかりました。

委員長（円子徳通君）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（円子徳通君）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第22号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）



委員長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号 平成27年度六戸町農業集落排水事業特別会計予算は原案のとおり可決いたしました。

ここで10分間の休憩をしたいと思います。

11時10分まで休憩いたします。

よろしく願いいたします。

休憩（午前10時56分）

再開（午前11時09分）

委員長（円子徳通君）

それでは、休憩を閉じて会議に入ります。

次に、議案第23号 平成27年度六戸町介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長（川村星彦君）

議案第23号 平成27年度六戸町介護保険事業特別会計予算についてご説明いたします。

議案の128ページをお開き願います。

第1条は、歳入歳出予算の総額を14億1,694万5,000円と定めるものでございます。前年度比8.6%の増となりました。

第2条は、歳出予算の流用について定めるものであります。

それではまず、歳入の主な項目についてご説明いたします。

事項別明細書の3ページをお開き願います。

1款保険料、1項介護保険料では、第1号被保険者保険料として2億3,148万2,000円を計上いたしました。これは12月に暫定の保険料に基づき算定いたしております。保険料改定後は補正予算にて対処いたしますので、よろしく願いいたします。

4ページをお開き願います。

5款国庫支出金、1項国庫負担金に給付費負担金として2億4,746万7,000円を、同じく2項国庫補助金に調整交付金等として1億1,857万3,000円を、6款支払基金交付金、1項支払基金交付金に介護給付費交付金等として、5ページになります、3億8,376万3,000円を、7款県支出金、1項県負担金として1億7,366万5,000円を、6ページをお願いします。9款繰入金、1項一般会計繰入金に2億5,334万5,000円をそれぞれ計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

9ページをお開き願います。

1款総務費、1項総務管理費に給与等で5,280万9,000円を、10ページになります、同じく3項介護認定審査会費に認定調査費等として1,140万2,000円を計上いたしました。

11ページをお開き願います。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費に居宅介護サービス、地域密着型介護サービス、施設介護サービス給付費等として、12ページになります、11億8,344万4,000円を、同じく2項介護予防サービス等諸費に、13ページになります、3,747万4,000円を、同じく4項、14ページになります、高額介護サービス等費に2,883万円を、同じく6項特定入所者介護サービス費等に6,005万円を、16ページになります、5款地域支援事業費、1項介護予防事業費に1,748万6,000円を、同じく2項包括的支援事業任意事業費に1,611万8,000円をそれぞれ計上いたしました。

以上で、議案第23号の説明を終わります。

委員長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

議事進行上、歳入、歳出、給与費明細書を一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

山本委員。

10番（山本 実君）

平成12年から実施をされた介護保険事業であるわけでありましてけれども、3年に一度見直しをしながら今日を迎えているわけでありまして。そこで、見直しをするたびにこの保険料が値上がりをしている。恐らくこれから今度は29年ですか、見直しをするのが。恐らくこのま

までいきますと、また値上げをせざるを得ない状況にあるのではないのか、高齢化率等を考えますと、そういうふうな状況にあるのではないのかなというふうに思います。

前にも申し上げてきたわけでありますけれども、どこかでこの保険料に対して歯どめをかけなければならない。これは、私たちも理事者側も同じ考え方だろうというふうに思います。しかし、今、国には抜本的なこの制度の改革というようなものを望みたいところであるわけでありますけれども、依然として従来のものであります。そこで、町独自で値上がりするのを抑える知恵を出さなければならない、そういう時期ではないのかなというふうに考えているわけであります。

そこで、ただ介護保険の制度からいきますと、その定めの中で運営しなければならないという現実がありますから、なかなか難しい部分があるわけでありますが、私のほうから一点だけお尋ねしたいわけなんです。この基金を見ますと、地域福祉基金という基金が約1億7,700万円あるわけなんです。これらのものを活用できないのか。まず、その点について、この福祉基金を設置した基金の目的、それからこの基金が活用できないのか。ここのところについてお尋ねをしたいと思います。

委員長（円子徳通君）

福祉課長。

福祉課長（川村星彦君）

お答えいたします。

六戸町にも地域福祉基金がございまして、この目的は、地域に高齢者の居宅における福祉の増進にかかわる事業等を行う民間の団体に対する補助等を行うことにより、地域における高齢者の福祉の増進を図るため基金を設置しております。

この活用はできないかという質問ですけれども、現段階においては、財政運営のための基金の繰り入れは認められておりません。今回も県または国のほうに他の市町村からも問い合わせをして、だめなのかという質問をしましたところ、やっぱりだめですという回答がございました。

以上です。

委員長（円子徳通君）

山本委員。

10 番（山本 実君）

解釈の仕方といたらいいのか、たしか弘前市でこの基金だと思いますが、繰り入れしているというようなことを新聞紙上で読んだ記憶があるわけなんです、やろうと思えば町でも可能ではないのでしょうか。町長、いかがでございますか。各担当の課が判断するというようになってくると、大変これは重いことになるわけでありますから、町としての考え方。この地域福祉基金、これを充てることができないのか、弘前市でもやっているというふうに報道されておりますから。また、このことに対するペナルティー、やった場合にはペナルティー等がまたあるのか。それらのものも心配するわけでありますけれども、まず町の考え方。この地域福祉基金1億7,700万円もあるわけでありますから、この中から充てながら、それこそこれ以上のもう保険料の上昇というようなものも抑えなければならない。たしか平成12年度に振り返ってみますと、県内でも六戸町の第1号保険者の料金は3,680円でしたか。恐らく二、三番目に高かった。町民の方々はびっくりしているのを記憶いたしております。それが3年に一度見直しをすることによって、どんどん上がっている。今や6,900円、約7,000円をちょこっと下回る金額になってきたわけであります。いかがでございますか、町長。

委員長（円子徳通君）

町長。

町長（吉田 豊君）

まず、現在の地域福祉基金はどうかということに関しましては、先ほど課長のほうから説明がありましたとおりで、目的をもつての基金使用という部分がありますので、まずそれに即しながらやるということがいいのではないのかなというふうに思っております。他の繰り入れ等におきましては、ご存じのとおりでございます、基本的にはふさわしくないというふうに言われております。じゃ罰則があるのかないのかということではありますが、先ほど国保のこともありましたが、それが許されるのであれば財政を引き締めしながらもこちらのほうにというときもあるやもしれませんが、現段階ではそのルールにのっとってほとんどの自治体が同等の判断でやっておりますので、それに即しながらやっていかなければいけないと

いうふうを考えているところでございます。

また、将来におきまして、今、基金充当いたしましても、一時の状況がありましても、俗に言う団塊の世代、それらの世代等の関連を考えますと、介護保険という支出という部分はいましばらく相当額の支出になっていくだろうということになっております。ご存じのとおりで、介護保険は支払うことの大変さ、しかし恩恵を受けてのありがたさという裏腹な中で存在がございまして、私どもとしては、まずは自前で全てをやって対応してあげられればいいんではありますけれども、基本的なルールにのっとり運用をしていくことを基本としておりますので、今、こちらから出すあちらから出すという形は当町では考えておりませんが、ご理解を賜りたいというふうに思います。

委員長（円子徳通君）

山本委員、3回目の質問を許します。

10番（山本 実君）

そういたしますと、今、町長の答弁を総合いたしますと、値上げやむなしというふうなことだろうと思います。そういたしますと、そのような考えでありますと、これ以上お尋ねすることがございませんが、この介護保険料の今後の抑制についてどのように考えているのかという、抑えなければならないことに対してどのように考えているのかというような質問をしたいわけなんです、大体来る答弁は介護予防事業に力を入れていく、多分それにおさまるでしょうから、これ以上お尋ねしませんけれども、何かの形で歯どめをかけなければならないというようなことを申し上げておいて質問を終わります。

委員長（円子徳通君）

答弁はいいですか。

（「いや、もうわかっているからいい」の声あり）

委員長（円子徳通君）

ほかに質疑ありませんか。

4番、高坂委員。

4 番（高坂 茂君）

山本委員と関連しますけれども、歳入の3ページです。1号保険者の保険料、本年度は前年度分の算定で計上しているということで今説明ありました。新たに、この前の説明の中で、現行の5,880円から6,980円という、そういうふうに介護保険料がアップした場合、その金額はどのぐらい上乘せになるのかです。補正で計上という形で今お話聞きましたけれども、大体算定数量はどのぐらいになるんですか。そこを1点お聞きしたいと思います。

委 員 長（円子徳通君）

福祉課長。

福祉課長（川村星彦君）

この予算の計上につきましては、先ほども申しましたように、12月時点でまだ保険料が全く確定しておりませんので、暫定の保険料、月額7,300円として計上しております。条例改正がなれば補正で対応することになるわけですが、その金額についてはちょっと把握してございません。

委 員 長（円子徳通君）

高坂委員。

4 番（高坂 茂君）

私ちょっとわからない。月額七千何ぼなんですか、保険料。5,880円じゃなくて、概算でやったということですね。ということは、これより減るということですよ、まず。わかりました。

では、そういうことでは理解できます。

毎年、大体1億円前後、毎年これは膨らんでいくと、介護保険料も。山本委員がさっき言った、用意ドンは三千何ぼでスタートしたと、今、この前の全員協議会、七千幾らの概算でやって、これだと日本一になるんじゃないかと私は思います。新聞報道なんかでも、どこの自治体も上げているんです。私の頭の中では八戸が6,500円前後、青森市も、それから十和田市が、前回の保険料で日本一と聞いていまして五千幾らだったですか、300円ぐらいアッ

プして6,300円、大分抑えたなど。ですから、自治体の努力によって抑えているのか、私は保険料の中身がちょっとわからないんですけども、ただ、このように国では毎年保険料というのは1兆円ぐらいずつふえていくというの、それはもう報道されておりますので理解できます。そのとおりです。

ただ、やはり一番この保険を納める方、みんな大体年金暮らしの方なんです。そういう考えで私非常に心が痛むんです、これ以上上げるということは。どこかでさっきも言ったとおり、歯どめをかけていただきたい。そうすれば、逆にその保険料、減じてくればサービスが低下する、現に施設のほうでも何点か介護サービスがない部分見えておりますので。ですから、ここはもうこの概算で、それから努力によって1,100円アップですか。私はもうちょっと減じてほしいなと思うんですけども、例えばそうした場合、また3年間、どのような事態が想定されるか。非常に難しい質問かと思えますけれども、例えば五百幾らのアップでできるかどうかです。単純な意見ですけども、そこをちょっとお聞きしたいと思えます。

委員長（円子徳通君）

福祉課長。

福祉課長（川村星彦君）

お答えいたします。

低所得者の方にはかなり負担がかかるという質問でございますけれども、今、改定いたしましても、27、28、29とあるんですけども、27、28、低所得者、年金だけの収入の方については、27、28の2年間は若干上がりますけれども、29年には軽減措置が講じられまして、現在の保険料よりは低くなります。あくまでも所得の低い方でございます。

あと、先ほども関連しますけれども、保険料をできるだけ抑えたいと、それは私らも同じ思いでございます、やはり一人一人ができるだけ健康で介護の世話にならないようにということで、今、課内においてもどういうふうな形で健康づくりを進めていくのか、事業の展開、また地区でのいろんなサロンとか、そういう教室、またそこに出てこられない方については家庭で一人一人が何かそういう運動とか、そういうのができないのか、またできるようにするにはどうしたらいいのか、今、検討して、3月の健康づくり推進協議会でもそれを話題にして、何とか取り組んでいきたいと考えておりましたので、よろしく願います。

委員長（円子徳通君）

高坂委員、3回目の質問を許します。

4 番（高坂 茂君）

少しは低所得者が27、28年度は若干微増という形で、29年度は軽減措置ということで、若干低くなるということで安心しました。そういう形でぜひ皆さんにも周知して、理解してもらおうようにしていただきたいと思います。

それと、我々もう65を過ぎて、非常に団塊世代が多いわけで、やはりこれから財政を圧迫していくのがもう目に見えているということで、もう全体に言えることだと思うんですけども、健康の増進のために介護の視点からでなくても、町の行政からでも、そういった健康の増進に取り組む。やはりその保険料を抑制するためにも横断的な考え方でもってぜひとも、そういう考え方でぜひともやっていただきたい、サービスは決してなくさないように。多分地域包括センターの職員、頑張っていると思いますので、やはりそういうふうに、こういっちゃだめだよ、もうちょっと控えなさいということないように、どんどんやるように。相反する意見になるかと思いますが、やっぱりそういう気持ちで私は取り組んでほしいなと思いますので、ちょっとそこを町長から最後、お話聞きたいと思います。

委員長（円子徳通君）

町長。

町長（吉田 豊君）

負担する側、使う側という部分があります。地方に存在し、今、団塊の世代のお言葉もありましたが、地方として恩恵を受ける確率の高い年代というのは比率として多い地域にありますので、全国1位になるとかというのは、やはりそれは介護保険の制度の中であって、受ける状況、確率の高い人がいる人口構造的な意味のところは、どうしてもなかなか抑えるのは難しいというのが、この制度から来ることではないかなと思います。

それにいたしましても、結局は介護サービスを受けなくてもいいというふうに暮らしていただくことしか、はっきり申し上げてありません。ただもう一つあるかなというふうに、私は人に選ばれる者としてあるなと思うのは、国が社会福祉のためやるというのであれば、今、50%の負担を、これは私どもの町だけの問題じゃありませんので、日本国家全部の問題でござ



ございますから、50%負担を消費税上げると同時に、60%を国家の課題としてやるというようなことでもあれば、私どもは住民負担という、町民負担という部分を抑えることもできるのではないのかなというふうに思ったりしております。いましばらくは、まず受けなくてもいい住民がふえることを望むのみが考え方の一つだなというふうに捉えている次第でございます。

委員長（円子徳通君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（円子徳通君）

よろしいですか。

（「なし」の声あり）

委員長（円子徳通君）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第23号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号 平成27年度六戸町介護保険事業特別会計予算は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第24号 平成27年度六戸町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長(今出川 弘君)

議案第24号 平成27年度六戸町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。議案の132ページをお開きください。

第1条は、予算総額9,727万2,000円と定めるものであり、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表によるものであります。

まず、歳入の主なものをご説明いたします。

事項別明細書の3ページをお開きください。

1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料に4,917万7,000円を計上。前年度比1,274万7,000円、20.5%の減であります。

3款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金、1節事務費繰入金として1,528万6,000円を、2節保険基盤安定繰入金として3,225万4,000円をそれぞれ計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

5ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費に人件費として1,069万9,000円を計上。前年度比165万1,000円、13.3%の減であります。

2款分担金及び負担金、1項広域連合負担金に保険料負担金等として8,601万8,000円、前年度比1,369万6,000円、13.7%の減をそれぞれ計上いたしました。

以上で、議案第24号の説明といたします。

委員長(円子徳通君)

説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

なお、歳入、歳出、給与費明細書を一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(円子徳通君)

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(円子徳通君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第24号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号 平成27年度六戸町後期高齢者医療特別会計予算は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第25号 平成27年度六戸町霊園事業特別会計予算を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長（今出川 弘君）

議案第25号 平成27年度六戸町霊園事業特別会計予算についてご説明いたします。

議案の135ページをお開きください。

第1条は、予算総額を928万8,000円と定めるものであり、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表によるものであります。

では、まず歳入についてご説明いたします。

事項別明細書の3ページをお開きください。

1款使用料及び手数料、1項使用料に霊園使用料として63万円を、3款繰入金、1項一般会計繰入金に865万7,000円をそれぞれ計上いたしております。

次に、歳出についてご説明いたします。

5ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費に施設維持管理費等として928万8,000円を計上いたしております。

以上で、議案第25号の説明といたします。

委員長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

なお、歳入、歳出、地方債に関する調書を一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（円子徳通君）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第25号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号 平成27年度六戸町霊園事業特別会計予算は原案のとおり可決いたしました。

以上をもちまして、当予算特別委員会に付託されました平成27年度予算関係議案8件の審査が全て終了いたしました。

審査の結果はいずれも原案可決であります。

つきましては、3月12日の本会議においてその旨をご報告申し上げますとともに、この2日間、委員各位のご協力により予算特別委員会委員長の職務を果たすことができました。心から厚くお礼申し上げます。まことにありがとうございました。

以上をもちまして予算特別委員会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

閉会（午前11時39分）